

地 福 第 6 8 9 号
平成28年9月2日

各社会福祉法人代表者 様

島根県健康福祉部長
(地域福祉課)
(高齢者福祉課)
(青少年家庭課)
(子ども・子育て支援課)
(障がい福祉課)

社会福祉施設等における非常災害対策及び
入所者等の安全の確保について (通知)

このたび、岩手県内の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号による河川氾濫により、入所者9名の命が失われるという痛ましい災害が発生しました。

これを受け、厚生労働省から、入所者の安全確保を期すよう通知がありました。

もとより、社会福祉施設・事業所（以下、「社会福祉施設等」という。）は、高齢者、障がい者（児）、児童など非常災害時に特に配慮を要する者が利用していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策と非常災害発生時の適切・迅速な避難誘導等の措置を講ずる必要があります。

つきましては、下記事項に留意されるとともに、平成21年9月11日付け通知「社会福祉施設等における防災対策について」（別添写し）の各項目の点検に併せ、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、地すべり危険地区、浸水想定区域などの区域に所在しているか否か市町村に再確認していただき、非常災害対策及び入所者等の安全確保対策に万全を期すようお願いします。

記

1. 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること。

2. 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記1. の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。
3. 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図ること。
4. 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。
5. 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めること。